

2022年度 明石市立二見北小学校 いじめ防止基本方針

は じ め に

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、人として決して許されない行為です。学校では「いじめは、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る」との基本的な認識に立ち、日頃から児童の些細な兆候を見逃さず、迅速・組織的に対応することを心がけています。近年は、SNSを通じた問題やいじめが増加傾向にあり、家庭と連携した情報モラル教育やルール作りが課題となっています。

本校では、児童が教職員や友人との信頼関係の中で安全・安心に生活でき、児童一人一人が大切にされているという実感がもてるよう、積極的にいじめ対策に取り組んでまいります。

1 いじめの未然防止に向けて

児童一人一人が、自己肯定感や自己有用感をもち、集団の一員としての自覚と他者に対する思いやりの心を身に付けられるよう、学校行事や児童会活動等、学校の教育活動全体を通して、児童が互いに認め合える人間関係をつくり、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

2 いじめ問題の克服に向けて

いじめ克服に向けては、学校・家庭・地域・関係機関（SC・SSW等）が役割を果たしつつ、一体となって、児童一人一人の人間的成长を促すことが大切です。特に学校においては、その前面に立って積極的にいじめ対策に取り組む必要があると考えています。以下は、いじめ克服に向けての基本的な方針です。

- ① 児童生徒が、学級活動、児童会・生徒会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動等について自分たちで考え実行できるよう、教職員は日常の望ましい生活態度の形成をはじめ、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援すること。（個の成長）
- ② 教育活動全体を通じて、児童生徒の自己有用感や規範意識を醸成し、児童同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにすること。（豊かな人間関係）
- ③ 本方針に基づき、未然防止、早期発見・早期対応に向けた教職員の対応能力を向上させるとともに、家庭・地域との連携強化を図り、関係者が一体となって組織的に対応すること。（組織的な取り組み）
- ④ いじめは、重大な人権侵害で、絶対に許されない行為であり、その根絶に向けて学校が全力で取り組まねばならない課題であるとの認識に立つこと。また、命や人権を尊重する教育を推進し、児童生徒の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級・学校経営を行うこと。（いじめの問題への理解）

3 その他の事項（評価・検証等）

誰からも信頼される学校をめざし、本校はこれまでも情報発信に努めてきましたが、いじめへの対応についても、家庭や地域とともに取り組めるよう、学校基本方針をホームページで公開するとともに、学校運営協議会やPTAをはじめ、学年・学級懇談会、個人懇談会、教育相談などのあらゆる機会を通じて、保護者や地域への情報発信に努めます。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、基本方針が学校の実情に即して効果的に機能しているかについて、生徒指導委員会やいじめ防止等対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直します。そして、見直す際には、学校全体で取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにします。また、保護者や地域、相談機関からの意見も積極的に取り入れながら、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった組織的な取組を進めます。